

くらしのかかわら版

No. 3

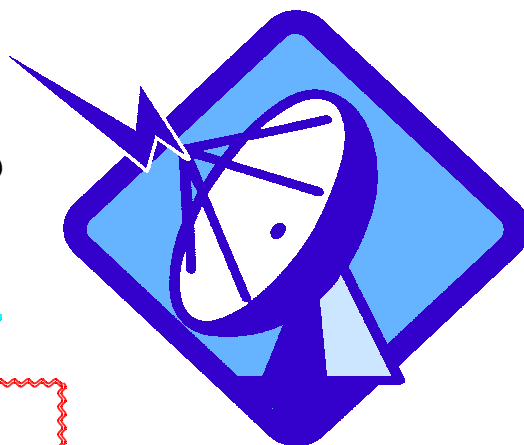
特
集

地上デジタル放送Q & A

(P 2 ~ 3)

★地上デジタル放送への移行に便乗した
「架空請求」「悪質業者」に
注意してください (P 3)

★すべての住宅に住宅用火災警報器の
設置が義務付けられます
(P 4)



くらしの情報セミナー 受講生募集

テーマ：もっと知りたい食肉の安全
～世界の中の日本～

牛海綿状脳症（BSE）・高病原性鳥インフルエンザなど、
消費者の皆さんが感じている疑問にお答えします。

- ★日 時 : 平成18年5月31日(水) 午後1時30分～3時30分
- ★会 場 : エルティ932地下会議室 (草津市大路1-1-1)
- ★講 師 : 食肉衛生検査所職員
- ★受講料 : 無料
- ★申込方法 : ハガキ・電話・FAXで、住所・氏名・電話・FAX番号
をご連絡ください
- ★申込先 : 県立消費生活センター分室(草津市大路1-1-1)
TEL : 077-563-4584
FAX : 077-566-0593

特
集

地上デジタル放送Q & A

〇いよいよ、滋賀県でも地上デジタル放送の全面開始が近づいています。
今回は、デジタル放送に関する疑問についてお答えしますので、正しい知識で
デジタル放送を楽しみましょう！！

Q
従来の「アナログ放送」と
「デジタル放送」の違いって何？

なぜデジタル化するの？



A
デジタル放送は、現行のアナ
ログ放送に比べ電波を有効に利
用できるため、国の政策として、
デジタル放送へ移行することにな
りました。

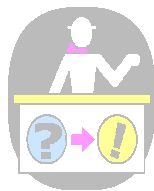
視聴者にとっては、高画質、
高音質の番組が楽しめたり、ニ
ュースなどのデータ放送が利用
できるといったメリットがあり
ます。

Q
デジタル放送を楽しむため
には何が必要なの？



A
デジタル放送を見ることので
きるテレビが必要ですが、買い
換えなくても、専用チューナー
を買い足すことでも対応でき
ます。また、ケーブルテレビで
見ることもできます。

Q
すぐに、使用中のテレビを
買い換えなければならないの？



A
**平成23年7月までは、
引き続きアナログ放送も見られ
ますので急ぐ必要はありません**

開始すぐから楽しむか、状況
を見守るか、自分にあった楽し
み方をアナログ放送終了までの
間にゆっくり考えることも大切
ですね。



デジタル放送に関する相談・お問い合わせは

近畿総合通信局（放送部放送課）平日 8：30～17：00

06（6942）0820

Q
今後、テレビやチューナー等を買うときの注意点はありますか？

A
デジタル放送対応の機種か必ず確認することが必要です。
下記のラベルが貼ってあるので参考にしてください。

○地上デジタルチューナーを
搭載していない場合

○地上デジタルチューナーを
搭載している場合



また、既存のケーブルテレビで見る場合は、別途その費用が必要になる場合がありますので、近くのケーブルテレビ会社へ問い合わせを。

★ 地上デジタル放送への移行に便乗した「架空請求」「悪質業者」に注意してください ★

「デジタル放送接続料金請求書」と書かれた封書が届いた。
「アナログ放送からデジタル放送へ移行されることに伴う工事代金の一部を日本に居住するすべての方を対象に負担してもらう」と書いてある。支払わなくてはならないのか。

このような相談事例が報告されています。
これは、デジタル放送への移行に便乗した「架空請求」です。

現在デジタル放送に移行するための周波数の変更作業が始まっていますが、全国民に費用負担を求めることはありません。



また、今後「工事をしないとテレビが見られなくなる」などといった説明で不要な工事を勧める悪質な業者が現れることも考えられます。

Q & Aでも紹介したとおり、デジタル放送が始ると同時に、今までのアナログ放送が終了するわけではありませんので、契約は冷静に判断してください！

★ すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられます ★

～設置義務化に便乗した悪質な業者にご注意を！～

適用日 (県内)	新築住宅	平成18年6月1日	
	既存住宅	草津市・守山市 栗東市・野洲市	平成21年6月1日
		上記以外の地域	平成23年6月1日

来訪業者に「今後はすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられる」「見本工事として協力してくれれば割引する」などと言われ契約した。100万円以上の高額な契約であり、家庭に不要なものやサービスと説明された装置まで請求に含まれていることに気が付いた。解約したい。

これは、設置義務化に便乗した悪質な業者の手口です。

今年の6月から義務付けが適用されるのは新築住宅であり、既存の住宅の適用日は上記の表のとおりです。契約はよく検討して行いましょう！

また、**公的機関が特定の業者に販売を委託することはありませんし**、国の技術基準に合格し、日本消防検定協会の検査に合格した製品には「鑑定マーク」がついています。判断材料の一つにしてください。



住宅用火災警報器設置に関する問い合わせは

**最寄りの消防署
もしくは消防本部まで**

契約に関する相談は

県立消費生活センター
彦根 0749-23-0999
草津 077-563-7009(土日可)
(9:15~16:00)

不安な時は一人で判断せず
最寄りの窓口に
相談してください

「くらしのかわら版」の記事は自由に使用していただいて構いませんが、必ず「参考：滋賀県立消費生活センター発行くらしのかわら版」等の文言を入れてください。

「くらしのかわら版」についてのご意見、ご感想をお待ちしています。内容に関するご要望やご感想などをお寄せください。

インターネットでもご覧頂けます。
<http://www.pref.shiga.jp/c/shohi/>

〒522-0071 彦根市元町4-1
滋賀県立消費生活センター
☎0749-27-2233

平成18年4月発行

